

效範連区 地域力向上委員会 規約

(名 称)

第一条 この会は、效範連区地域力向上委員会（以下「委員会」という）と称する。

(事務局)

第二条 委員会の事務局は、效範連区自治会館内に置く。

(目 的)

第三条 委員会は、效範連区住民があんぜんで安心な町で、住民が協力し合い楽しく暮らすことができる街づくりに努め、多くの住民の参画を得ながら效範連区における地域力向上の推進を図る。

(事 業)

第四条 委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 效範連区地域力向上アクションプランの作成。
- (2) 連区内の関係諸団体との連携・協力体制の確立。
- (3) 效範連区地域力向上に向けた学習会・講習会等の開催。
- (4) 效範連区地域力向上アクションプランに基づく諸活動に実施支援。
- (5) その他この委員会の目的を達成するために必要な事業。

(組 織)

第五条 委員会は、次に掲げる団体の長、その他の中から委員長が委嘱して構成する。

效範連区自治協議会 效範公民館 こうはん社会福祉協議会 效範民生委員協議会 東山民生委員協議会 效範消防分団 日赤奉仕団效範支部 こうはん婦人会 效範連区子供会 保健推進委員 西部コミュニティー推進協議会 效範老人クラブ連合会 南山中学校 南山中学校 PTA 效範小学校 效範小学校 PTA 東山小学校 東山小学校 P T A こうはん保育園 效範南保育園 西保育園 その他

(役 員)

第六条 委員会に次に掲げる役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 委員長代行 | 1名 |
| (3) 副委員長 | 若干名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) 会計監査 | 2名 |

(役員を選任)

第七条 委員長の選任は、委員で構成する委員長選考委員会で選出し、委員会で承認を得て決定するものとする。

- 2 委員長代行 副委員長、事務局長、会計、会計監査は委員長が委員会に諮り委嘱する。

(役員の仕事)

第八条 役員の職務はそれぞれ次に掲げるものとする。

- (1) 委員長は、会を代表し、会務を統括する。
- (2) 委員長代行は、委員長に代わり主として委員会の会務を推進する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し委員長事故あるときはその職務を代行する。
- (4) 事務局長は、委員会の事務を行う。
- (5) 会計は、委員会の会計事務を行う。
- (6) 会計監査は、委員会の会計の監査にあたる。

(役員任期)

第九条 委員および役員の任期は委員会の目的が達成された時までとする。

但し、就任時における所属団体を離れたときは、後任者が残任期間を務めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は委員および役員に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。

(会議)

第十条 委員会の会議は、委員総会、役員会、実行委員会とする。

- 2 会議は、委員長が招集し、議長は委員長を務めるものとする。

(委員総会)

第十一条 委員総会は、必要に応じて開催し、次の事項を審議し承認する。

- (1) 委員会の規約の制定および改廃に関する事項。
- (2) 役員承認に関する事項。
- (3) 事業計画、収支予算に関する事項。
- (4) その他議長が必要と認める事項。

- 2 委員総会は、委員会の過半数の出席で成立し、出席者の過半数を以て議事を決する。但し規約の改廃については、三分の二以上の同意を必要とする。

(役員会)

第十二条 役員会は必要に応じて開催し次の事項を審議する。

- (1) 地域力推進活動の強化、促進に関する事項。
- (2) 地域力推進活動に対する予算・費用に関する事項。
- (3) その他委員長が必要と認める事項。

(実行委員会)

第十三条 実行委員会は、委員長が指名する委員で構成し、効範連区における地域力向上にかかるアクションプランの提案、諸活動の情報交換、確認、意見の調整を行う。

(報酬)

第十四条 委員および役員の報酬は、無報酬とする。

(経費)

第十五条 委員会運営のための必要経費は、補助金その他の収入を以て充てる。

(予算および決算)

第十六条 委員会の収支予算は、委員長が編成し委員総会の決議を経なければならない。

- 2 委員会の収支決算は会計が作成し、会計監査を得て委員総会の承認を得なければならぬ。

(会計年度)

第十七条 委員会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日を以て終わる。

(補 足)

第十八条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別にこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、平成25年2月21日より施行する。
- 2 この規約は、平成25年4月24日に改正施行する。